第５章　共益債権の弁済
　第１節　支払共益債権及び未払共益債権
　　更生手続開始決定日の翌日から平成24年５月31日までに支払った共益債権及び平成24年５月31日現在の未払共益債権は、別表９－１「共益債権支払実績・未払残高表(㈱新藤)」、別表９－２「共益債権支払実績・未払残高表（新藤販売㈱)」、別表９－３「共益債権支払実績・未払残高表（日星ビスコム㈱)」及び別表９－４「共益債権支払実績・未払残高表(新藤テクニクス㈱)」記載のとおりである。
　第２節　共益債権の弁済方法
　　未払共益債権及び平成24年６月１日から更生手続終了までの間に生じる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。
第６章　弁済資金の調達方法
　第１節　弁済資金の調達
　　更生会社新藤電子工業株式会社、東京保全、及び印刷グループ４社（以下「支援対象会社」という。)の更生債権等の弁済資金は、支援対象会社とイギリス領ヴァージン諸島法人であるChina Communication Investment Limited（中国名：神州通信投資有限公司。以下「ＣＣＩ」という。)との間の平成24年４月29日付けスポンサー契約及び同年６月29日付けスポンサー契約補充契約により、支援対象会社の更生計画案が可決され、その認可決定が確定することを条件に、ＣＣＩ又はＣＣＩの指定する者が東京保全の発行する新株の対価又は支援対象会社への貸付けとして提供する資金をもってこれに充てる。
　第２節　予想超過収益金の使途
　　予想された額を超える収益金が生じた場合には、更生会社の事業継続資金、事業上必要な投資及びＣＣＩ又はＣＣＩの指定する者からの借入金の返済に充てる。
第７章　担保権等の措置
　第１節　担保権の処理
　　第１　存続する担保権
　　１　リース・譲渡担保権・所有権留保に係る担保権
　　別表８－１「存続する担保権一覧表（リース・譲渡担保権)(㈱新藤)」、別表８－２「存続する担保権一覧表（リース)(新藤販売㈱)」、別表８－３「存続する担保権一覧表（リース・所有権留保)(日星ビスコム㈱)」及び別表８－４「存続する担保権一覧表（リース)(新藤テクニクス㈱)」記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定後も、リース期間満了日（前記第３章第１節第１の２に基づく弁済が完了した日までにリース期間が満了した場合は、当該弁済完了日。以下、本項において「リース期間満了日」という。)までの間、同表「新しい債権額」欄記載の限度で存続する。管財人は、リース期間満了日までの間、引き続きリース物件を使用することができる。
　　また、別表８－１「存続する担保権一覧表（リース・譲渡担保権)(㈱新藤)」記載の譲渡担保権は、更生計画認可決定後も、同表「新しい債権額」欄記載の限度で存続し、前記第３章第１節第１の２に基づく弁済が完了したとき、消滅する。その場合、担保権者は直ちに当該譲渡担保権を解除する手続をしなければならない。
　　さらに、別表８－３「存続する担保権一覧表（リース・所有権留保)(日星ビスコム㈱)」記載の所有権留保は、更生計画認可決定後も、同表「新しい債権額」欄記載の限度で存続し、前記第３章第１節第１の２に基づく弁済が完了したとき、消滅する。その場合、担保権者は直ちに当該所有権を移転する手続をしなければならない。
　　第２　存続しない担保権
　　前記第１に基づいて存続するものとされなかった担保権は、更生計画認可決定日にすべて消滅する。
　　当該消滅する担保権の担保権者は、直ちに当該担保権を解除する手続をしなければならない。

第８章　更生会社の措置
　第１節　更生計画認可決定日の翌日における措置
　　第１　吸収合併
　　１　東京保全と印刷グループ４社は、以下の内容で吸収合併を行う（以下、吸収合併存続会社を「存続会社」という。)。
　　①　吸収合併消滅会社（印刷グループ４社）
　　ⅰ　商号：株式会社新藤
　　本店：東京都墨田区横網一丁目10番５号
　　ⅱ　商号：新藤販売株式会社
　　本店：東京都墨田区横網一丁目10番５号
　　ⅲ　商号：日星ビスコム株式会社
　　本店：東京都墨田区横網一丁目10番５号
　　ⅳ　商号：新藤テクニクス株式会社
　　本店：東京都墨田区横網一丁目10番５号
　　②　吸収合併存続会社
　　商号：東京保全株式会社
　　本店：東京都墨田区横網一丁目10番５号
　　２　存続会社は、合併に当たって印刷グループ４社のそれぞれの株主に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。また、資本を増加しない。
　　３　存続会社は、印刷グループ４社の資産、負債等の権利義務の一切を承継する。
　　４　合併の効力発生時期は、更生計画認可決定日の翌日とする。
　　第２　定款の変更
　　存続会社の定款を、合併の効力発生時期に、別表10「定款」記載のとおり変更する（これにより、東京保全株式会社は商号を「株式会社新藤コーポレーション」に変更する。)。
　第２節　存続会社に関するその後の措置
　　第１　株主の権利の変更
　　１　存続会社による株式の取得
　　存続会社は、下記第３記載の募集株式の発行の効力が生じる日に、存続会社の発行済株式全て（7000株）を無償で取得する。
　　２　発行済株式の消却
　　存続会社は、前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式（7000株）全てを消却する。
　　３　株券の効力
　　前項により消却される株式に係る株券は、消却した時に当然に失効する。
　　第２　資本金の額の減少
　　１　資本金の額の減少
　　存続会社の資本金の額を以下のとおり減少させる。
　　減少する資本金の額　1000万円
　　２　効力発生日
　　資本金の額の減少は、下記第３記載の募集株式の発行の効力が生じる日に、その効力を生じる。